

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

高校生等奨学給付金支給申請書（新入生早期）

次の6点を確認の上、□全てに必ずレ点を付けてください。

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、福岡県知事の求めに従いその全額を即時返還します。
- 私は福岡県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。
- 福岡県私学振興課が関係部署及び機関（児童相談所、福祉事務所）等に対し申請内容に関する調査を行うことに同意します。
- 税額の更正決定等により、都道府県民税・市町村民税の税額が変更し、その結果、奨学給付金の対象外となった場合は、県の決定に従い、速やかに受給した給付金の全額を返還いたします。

高校生等奨学給付金の支給を申請します。

ふりがな		高校生等との 関係	<input type="checkbox"/> 親権者※ ¹ <input type="checkbox"/> 未成年後見人（里親ではない） <input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親 <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者	<input type="checkbox"/> 生徒本人 <input type="checkbox"/> その他
申請者の氏名 (保護者等)				
電話番号※ ²	□ 一 一	(日中連絡が可能な番号を記入して下さい。)		
申請者の住所	〒 福岡県			
世帯区分 <small>いずれかの□に印を 付けてください。</small>	A.生活保護受給世帯（高校生等本人に係る生活保護受給世帯であって生業扶助を受給しています。）			
	<input type="checkbox"/> A-① 通信制以外の私立学校に通う高校生等			
	<input type="checkbox"/> A-② 通信制の私立学校に通う高校生等			
	B.道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯です。			
	<input type="checkbox"/> B-① 通信制以外の私立学校に通う高校生等			
	<input type="checkbox"/> B-② 通信制の私立学校に通う高校生等			

※1 対象となる高校生等が入学時点では未成年で、7月1日時点で成人である場合、又は高校生等が私立高等学
校専攻科に通う場合は父母と読み替えるものとする。

※2 ご連絡がつながらない場合、支給ができなくなる可能性があります。

1. 【対象となる高校生等について】						
ふりがな		生徒の 生年月日	昭和 年 月 日			
生徒の氏名					平成	
在 学 す る 学 校	学校名	私立： 学年： 1年				
	在学期間	(平成・令和) 年 月 ~ (入学年月日)			学校の種類・ 課程・学科 <small>※該当する箇所に☑してください。</small>	<input type="checkbox"/> 高等学校（全日制） <input type="checkbox"/> 高等学校（通信制）
	うち今年度の 休学期間	令和 年 月 日 ~	<input type="checkbox"/> 高等学校（定時制） <input type="checkbox"/> 中等教育学校（後期課程）			
	学校の所在地	都道 府県	市区 町村	<input type="checkbox"/> 高等専門学校（1~3学年） <input type="checkbox"/> 専修学校（高等課程・一般課程）昼間学科 <input type="checkbox"/> 専修学校（高等課程・一般課程）夜間等学科 <input type="checkbox"/> 専修学校（高等課程・一般課程）通信制学科 <input type="checkbox"/> 各種学校（外国人学校・その他）		
過去の高等学校等に おける在学期間※ ³	学校名	(平成・令和) 年 月 日 ~ (平成・令和) 年 月 日	学校の種類・課程・学科			
	学校名	(平成・令和) 年 月 日 ~ (平成・令和) 年 月 日	学校の種類・課程・学科			

※3 中学校等の在学期間は記入不要です。

2.【生活保護(生業扶助)の受給状況について】

下記の a 又は b の該当する方の□に必ずレ点を付けてください。

a	<input type="checkbox"/>	私の世帯は、4月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給しています。つきましては、 <u>生業扶助の受給状況が分かる生活保護受給証明書</u> を提出します。
---	--------------------------	--

→「4.【振込口座登録申出書】」の記載に進んでください。（申請書の3については記載不要です。）

b	<input type="checkbox"/>	私の世帯は、4月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）は受給していません。
---	--------------------------	--

→「3.【保護者等の収入の状況について】」の記載に進んでください。

3.【保護者等の収入等の状況について】（※(1)又は(2)のいずれかの□に印を付けてください。）

(1) 次の者の課税証明書等を提出します。【オモテ面の世帯区分でBに印をつけた場合】

※未申告者がいる場合は、申告の上、提出してください。

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) ・離婚、死別等により親権者が1人の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人()名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は全員分） (未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。)
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(生計維持者)2名分(父母) 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合 等
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・生徒が在学中に成人し、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合（父母2名が存在する場合は④となります。） ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが、主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥	<input type="checkbox"/>	高校生等本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在せず、成人に達している場合 等

課税証明書等を添付する者（①～⑥）の氏名及び生徒との続柄

ふりがな	生徒との続柄	ふりがな	生徒との続柄
氏名		氏名	

(2) 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていないため
--------------------------	---

4. 【振込口座登録申出書】※提出する支給口座は、申請者または、生徒本人の普通預金口座に限ります。

金融機関名		支店名		金融機関コード				銀行コード 4桁+ 支店コード 3桁
預金種別	口座番号			口座名義人		口座名義人（カナ）		
普通預金								

(通帳貼り付け欄) ※上記記載の情報と同一口座を貼り付けてください)

- ・貼り付ける通帳等の写しは
 - 金融機関コード（4桁）
 - 支店コード（3桁）
 - 口座名義人（カナ）
- がはっきりと確認できるものを提出してください。

記入上の注意

(1) 【対象となる高校生等について】の欄は、次によって記入してください。

イ 現在通っている学校の在学期間について記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合は、当該学校の在学期間についても記入してください。

ロ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

(2) 【保護者等の収入等の状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。

①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により
親権を行う児童相談所長

②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長

③法人である未成年後見人

④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきことと
された未成年後見人

⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ロ 基本的に保護者等全員の所得に関する書類（課税証明書・非課税証明書等）を添付してください。

※「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、
例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。

ハ (1)の⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している
者の所得に関する書類（課税証明書・非課税証明書等）を添付してください。

留意事項

イ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合は、奨学給付金の受給資格はありません。

ロ 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている者又は他の都道府県又は教育委員会が支給する奨学のための給付金の支給対象となった者等は支給対象となりません。

ハ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。

ニ 不正に高校生等奨学給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

※申請書を提出する前に※

提出する前に以下の内容を再度確認してください。

記載漏れ、書類不備等がある場合、申請が受け付けられない又は給付金の支給ができなくなります。

全区分共通

- 在学証明書は添付していますか（県外に本校を有する高等学校等に在籍し、学校を経由せずに申請する場合）
- 通帳の写しは添付していますか

A区分の場合

- 生活保護受給証明書は4月1日以降に発行されたものですか
- 生活保護受給証明書に生徒の記載がありますか
- 生活保護証明書に生業扶助受給中である旨の記載がありますか
※記載がない場合は、ケースワーカーに生業扶助の記載がなくて良いか必ず確認してください。

B区分の場合

- 4月1日時点で生活保護の生業扶助を受給していませんか
※受給している場合はA区分になります。
- 保護者等全員の令和6年度の住民税所得割が確認できる書類（課税証明書等）を添付していますか
※令和7年度の書類は提出不要です。令和6年度の書類が添付されていない場合は申請を受け付けることができません。
※非課税、被扶養に該当する場合でも提出は必須です。（未申告の場合は、申告の上提出してください）